

若者・大学・企業等協働・連携促進事業

(交流会『M E E T U P E V E N T』) 開催業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「若者・大学・企業等協働・連携促進事業（交流会『M E E T U P E V E N T』）開催」業務委託の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 若者・大学・企業等協働・連携促進事業（交流会『M E E T U P E V E N T』）開催業務
- (2) 業務概要 N P O、大学、企業等が一堂に会する機会を提供することで、地域や社会の課題解決に向けて、多様な主体が協働・連携して取り組めるよう後押しするための交流会を開催する。
- (3) 委託上限額 金 800 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 募集する提案書の内容

別紙「若者・大学・企業等協働・連携促進事業（交流会『M E E T U P E V E N T』）開催業務仕様書」のとおり

4 プロポーザルの参加資格、要件等

特定非営利活動法人や企業等で、本業務の実施に必要な能力を有するもので、次のすべての要件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② このプロポーザルの募集開始の日から採用決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間でない者であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 県内において、応募の日までに 1 年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同様の活動実績があると認められること。なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含める。
- ⑤ 定款、規約等を有し、責任者が明確で、継続的な公益活動を行うことができるこ。
- ⑥ 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 5 名以上の構成員で組織されていること。

⑧ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

複数の団体による共同事業体で応募することも可能とする。この場合、共同事業体の幹事団体が本応募資格を満たしている必要がある。

※共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。

5 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、下記により受け付けます。

(1) 受付締切 令和8年1月7日（水）17時（必着）

(2) 受付方法 参加申込書（様式1）を記載し、ワードファイルのまま電子メールで提出してください。なお、必ず電話で到達したことを確認してください。

(3) 提出先 E-mail : akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

6 プロポーザルに関する質問

プロポーザルに関して質問がある場合は、下記により受け付けます。

(1) 受付締切 令和8年1月7日（水）17時（必着）

(2) 受付方法 質問票（様式2）に質問事項を記載し、ワードファイルのまま電子メールで提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、必ず電話で到達したことを確認してください。

(3) 提出先 E-mail : akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

(4) 受け付けない質問項目

- ・ 評価基準の配点に関する質問
- ・ 他の応募者に関する質問
- ・ その他、本プロポーザルに関係のない質問 など

(5) 回答方法 令和8年1月9日（金）までに全ての参加申込者あてに通知します。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙「若者・大学・企業等協働・連携促進事業（交流会『MEET UP EVENT』）開催業務仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、必ず電話で到達したことを確認してください。

(1) 受付締切 令和8年1月19日（月）17時（必着）

※上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(2) 提出先 E-mail : akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

※本事業に関するメールを送付する際は、件名の最初に【若者・大学・企業等協働・連携促進事業】と記載してください。

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式任意・サイズは A4 または A3）※記載例：別添 1

企画提案書には、以下の内容を簡潔に記載してください。表紙を含め 10 枚以内

- ・業務実施方針
- ・実施フロー図
- ・実施までのスケジュール（打合せ、準備、行事、報告書の作成など、いつ、どのような手順で事業を進めていくかを記載する。）
- ・事業の具体的な企画・提案

（交流会の内容（基調講演の内容、講師等）及び必須事業の内容（交流タイムの進め方・まとめ方の詳細は仕様書のとおり）、想定する参加者・人数、協働マッチングの創出）

- ・事業成果の検証方法（アンケート、個別ヒアリング等）
- ・参加者の集客・イベント周知の方法（広報計画等）
- ・その他提案内容を補足する資料（自由企画提案など）
- ・予算積算（收支予算書）

② 事業者概要書（様式 3）

③ 類似業務受注実績（様式 4）

④ 委託業務実施体制（様式 5）

⑤ 添付資料

- ・見積書の写しその他委託対象経費の積算根拠となる資料
- ・実施主体の概要に関する資料
(定款又は規約、構成員名簿、会報等、活動内容が分かるもの)
- ・その他参考となる資料

(4) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者の負担とします。

8 企画提案書等の取扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- （1） 提案書等の著作権は事業者に帰属し、県は次の（2）の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。
- （2） 提案書等は、事業者の選定を行うために必要な範囲で複製を作成することができます。
- （3） 提案書の内容について事業者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する旅費等については、事業者の負担とします。
- （4） 委託業務の内容及び進め方等の詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していくきますので、場合によっては、業務着手の前後を問わず、企画内容の変更、差替え等を依頼する場合があります。
- （5） 提出された企画提案書等は返却しません。

9 審査方法及び審査結果

（1） 企画提案書等の評価

① 審査方法

提出された企画提案書により、書面審査を行います（書面審査の前に提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合があります）。

② 審査の基準

別紙「若者・大学・企業等協働・連携促進事業（交流会『M E E T U P E V E N T』）開催」のとおり。

③ 候補者の選定方法

審査は書面により行い、総合点が高い事業者を契約の相手方の候補として選定します。最高点が複数点の場合は、審査員が協議のうえ決定します。

④ 選定結果の通知

ア 選定結果は、企画提案書の提出があった事業者に対して、採用・不採用にかかわらず、後日、書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けません。

イ 選定結果のうち、以下の項目については県ホームページ等で公表します。

- ・選定した契約候補者の名称及び評価点
- ・企画提案書の提出があった事業者の名称
- ・企画提案書の提出があった事業者の評価点（不採択となった個々の提出者名との対応はありません。また参加事業者が2社以下の場合は公表自体をしないものとします。）

（2）候補者の契約

候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約相手方が必要な契約条件に合致しない場合は契約を締結しないことがあります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

10 その他

- （1）本プロポーザルに要するすべての費用は事業者負担とします。
- （2）企画提案等でなされた有効な提案は必ず実施してください。
- （3）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従ってください。
- （4）委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告をしてください。
- （5）参加申込書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年1月16日（金）17時までに辞退届を提出してください。
- （6）受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

11 実施スケジュール

プロポーザル参加申込締切	令和8年1月7日（水）
質問票提出締切	令和8年1月7日（水）

辞退届提出締切	令和8年1月16日（金）
企画提案書提出締切	令和8年1月19日（月）
審査結果通知、契約締結	令和8年1月末 審査終了後

12 お問合せ先・郵送先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県生活環境文化部 県民生活課 県民協働係

T E L : 076-444-9012 F A X : 076-444-3477

E-mail : akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp